

(介護予防) 短期入所療養介護事業所

運営規程

(設置の主旨)

第1条 医療法人みらい会介護老人保健施設のぞみ（以下「施設」という）で実施する短期入所療養介護事業及び介護予防短期入所療養介護事業（以下「(介護予防) 短期入所療養介護」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 (介護予防) 短期入所療養介護事業は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、医学管理の下で看護介護及び機能訓練その他必要な医療を提供し利用者の生活の質の向上を図る。また利用者とその家族の身体的、精神的負担軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 (介護予防) 短期入所療養介護計画に基づき、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者及びその家族の身体的・精神的負担軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅生活を維持できるよう支援に努める。

- 2 (予防支援) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療福祉サービス提供者や関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービスを受けることができるよう努める。
- 3 明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しわかりやすく指導、説明を行い、利用者の同意を得てから提供する。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定(介護予防)短期入所療養介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設のぞみ
- (2) 開設年月日 平成10年10月1日
- (3) 所在地 青森県平川市李平上山崎54番地1
- (4) 電話番号 0172-57-5100
FAX番号 0172-57-5105
- (5) 管理者名 井上 茂章
- (6) 事業者番号 (0252380027)

(従業者の職種、員数)

第5条 従事者の職種、員数等の必置職については法令の定める介護老人保健施設の人員・運営基準を満たすものである。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の管理、指導を行う。

- (2) 医師は、利用者の既往及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療的行為を行なうほか利用者のサービス計画に基づいて看護・介護を行う。
- (5) 介護職員は、サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに利用者が安心してサービスの提供が受けられるように心身の維持向上に努める。
- (7) リハビリテーション専門スタッフ（作業療法士）は、機能訓練プログラムを作成するとともに機能訓練の指導・実施を行う。
- (8) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う、療養食の提供に携わる。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画をたてるとともに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターとの調整を行い、関係市町村との連携に努める。
- (10) 調理員は食品衛生に留意し、調理業務に従事する。
- (11) 事務員は、庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

（利用定員）

第7条 利用定員は、介護老人保健施設の空床利用型で入所定員数よりサービス利用する当該日の実入所利用者数を差し引いた数とする。

（事業の内容）

- 第8条 （介護予防）短期入所療養介護サービスは、あらゆる職種の職員で協議し作成したサービス計画に基づいて提供され、医学的管理の下、利用者の病状及び心身の状況に照らして看護・介護並びに日常生活上の世話をを行うものである。
- 2 当施設は、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ－ii）（従来型個室）および介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ－iv）（多床室）を算定し、利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
 - 3 特に問題行動の著しい認知症高齢者を積極的に受け入れるため、認知症専門棟を備え、認知症ケアに重点的に取り組む。
 - 4 入所利用者50人に対し1人以上の作業療法士等のリハビリ専門スタッフを配置し、看護師・介護員と共同し利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーション機能強化への取り組みを行う。
 - 5 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量、および内容の食事提供を行うため、栄養士を2名以上配置している。
 - 6 医師の指示のもと、療養食を提供する。
 - 7 食事は、適時適温で提供し食事の提供時間は以下のとおりである。

ア 朝食	7：30から
イ 昼食	12：00から
ウ 夕食	17：30から
 - 8 送迎が必要な利用者に対しては希望に応じ、居宅と当施設間の送迎を行う。
 - 9 1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
 - 10 排泄の自立のため必要な援助を行うとともに、おむつを使用が必要な利用者にはおむつを適切に取り替える。

（利用料・その他の費用）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) （介護予防）短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受理事務サービスである時は利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (2) 当該サービスが法定代理受領外サービスでの利用の場合には、利用料に不合理な差が生じないように法定受領利用時の10割に相当する額を自己負担の額とする。
- (3) 送迎に係る費用は前項の介護保険自己負担割合相当額以外は徴収しない。また通常の送迎の実施区域を越えた場合にも自費としての費用は徴収しない。
- (4) 標準負担額及び利用者負担区分が減免に該当する場合等の標準負担額等は以下のとおりである

①課税世帯の場合・・・第4段階

1) 滞在費

従来型個室（1階一般棟）	1日	1728円
従来型個室（2階認知症専門棟）	1日	1728円
多床室	1日	763円

2) 食費

一日 1,445円（朝食 471円、昼食 471円、夕食 503円）

②非課税世帯の場合・・・第1段階～第3段階

利用者負担 段階区分	負担額	
	滞在費	食費
第1段階	従来型個室（1階一般棟）日額	550円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	550円
	多床室日額	0円
第2段階	従来型個室（1階一般棟）日額	550円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	550円
	多床室日額	430円
第3段階①	従来型個室（1階一般棟）日額	1,370円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	1,370円
	多床室日額	430円
第3段階②	従来型個室（1階一般棟）日額	1,370円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	1,370円
	多床室日額	430円

- (5) その他の利用料として余暇関連費用のほか、日用生活用品費（実費）、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代等があるが、これらについては希望者に限り、同意の上、別に定める利用料金表により徴収する。
- (6) 利用料の徴収に当たっては、予め利用者又はその家族にサービス内容及び費用について重要事項説明書にて説明を行い、文書を交付し同意を得てから行うものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

弘前市、黒石市、平川市（碓ヶ関を除く）、大鰐町、藤崎町、田舎館村の全区域とする。

（利用に当たっての留意事項）

第11条 施設利用における留意事項を以下のとおりとする。

- 1) 面会時間は午前8時から午後8時まで。
- 2) 消灯時間は午後9時。
- 3) 外出・外泊はその都度、外泊又は外出先、用件、期間等の予定を事前に管理者に届け出て承認を受けなければならない。
- 4) 飲酒は禁止する。喫煙は敷地内すべてを禁煙とする。
- 5) 金銭・貴重品の管理は、原則家族管理とし、小遣い程度のものについては預り証発行の上事務室で管理する。
- 6) ペットの持ち込みは、特別に認めた場合を除き禁止する。

- 7) 利用者が行う営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止とする。
- 8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定された消防計画の策定、及び風水害、地震等の災害に対処する計画の策定を行うとともに消防法第 8 条に規定された防火管理者を設置し、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には施設の役職者を充てる。
- (2) 火元責任者には施設の職員を充てる。
- (3) 消防設備点検は契約保守業者に依頼し、点検等の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生時や地震発生時には、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は従業員に対し、防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処できる体制を整える。

(職員の服務規律)

第 13 条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い業務に専念する。服務に当たっては、職員が一致協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意し行動する。

- (1) 利用者に対し、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) 互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 14 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 15 条 職就業に関する事項は、別に定める医療法人みらい会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員には年 1 回の健康診断を受診することを義務づける。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 17 条 当施設では衛生管理に努め、利用者が使用する食器その他の設備又は飲用水について衛生上必要な措置を講ずる。また医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設立し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
- 3 栄養士、調理師等、調理業務に携わる厨房勤務者には毎月 1 回の検便を義務づける。
 - 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務の遵守)

第 18 条 当施設の職員は、従業者である間はもちろん、退職した場合においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を徹底する。

1 職員等が本規定に反した場合には、訴訟あるいは賠償請求も辞さない。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害やその他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員を超える利用は行わない。

2 運営規定、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額は事業所内の見やすい場所に掲示する。また利用者からの苦情を処理するための概要、事故発生防止及び事故発生時の対応について定め、これを掲示する。

(1) 協力病院、協力医療機関は以下のとおりである。

協力医療機関 須藤医院 ・ ときわ会病院

協力歯科医療機関 すぎた歯科 ・ アクロスプラザ歯科

(2) 上記第 2 項の規程を遵守するため苦情対策委員会、事故対策委員会の各委員会を設け、対策に努める。

3 当施設は利用者の意思及び人格を尊重の立場から自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合を除き利用者に対し、身体拘束や利用者の行動を制限する行為は行わない。もし、医師の指示の下にやむを得ず拘束に至る場合には利用者又はその家族に説明し同意を確認のうえ行うとともに身体拘束虐待防止委員会で検証し、身体拘束に至った状態経過、心身の状況及び拘束に至った理由、同意書等を診療録に記録し保管する。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する身体拘束虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

5 当施設が行うサービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償する。このため、当施設は、あらかじめ損害賠償保険に加入しておく。

6 サービス提供に際し、（介護予防）短期入所療養介護計画書、診療録、看護・介護録、機能訓練録その他必要な記録を整備・保管する。もし利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、原則これに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合にはこれに応じない場合がある。

7 利用者へのよりよいサービス提供のため利用者の個人情報について市町村もしくは、他の介護保険事業者と共有する場合がある。

- 8 事業所は、全ての（介護予防）短期入所療養介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 9 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第20条 この規定に定めたもののほか施設の運営に関する事項は、居宅サービス事業基準省令第155条において準用する同第125条に定める重要事項説明書に定めるほか、利用者及びその家族の意向を考慮し当法人と施設の管理者が協議して定める。

付 則

この運営規程は、平成19年4月1日より施行する。

- 平成 12年4月 1日施行
- 平成 14年4月 1日一部改訂（従業者の職種及び員数）
- 平成 15年4月 1日一部改訂（ 〃 ）
- 平成 17年10月1日一部改訂（ 〃 及び利用負担額の変更）
- 平成 18年 1月 1日新市合併に伴う住所変更
- 平成 18年 4月 1日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 19年4月 1日一部改訂（介護予防事業開始に伴う変更）
- 平成 20年4月 1日一部改訂（利用料・その他の費用、その他運営に関する重要事項の項目の整備）
- 平成 24年9月1日一部改訂（管理者の変更）
- 平成 27年4月1日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 29年3月21日一部改訂（管理栄養士退職による変更）
- 平成 29年7月1日一部改訂（管理栄養士勤務による変更）
- 平成 30年4月1日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 30年5月2日一部改訂（利用料一部訂正による）
- 令和 1年10月1日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 令和 3年 5月1日一部改訂（第19条 その他運営に関する重要事項の変更）
- 令和 3年 8月1日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 令和 6年 1月1日一部改訂（運営の方針）第3条第5項・第6項の追加
（衛生管理）第17条第2項の追加
（業務継続計画の策定等）第19条の追加
（その他運営に関する重要事項）第20条第4項
・第8項・第9項の追加
- 令和 6年4月1日一部改訂（利用に当たっての留意事項）第11条面会時間の変更
- 令和 6年8月1日一部改訂（利用料・その他の費用）第9条（4）
 - ① 1)滞在費 金額変更
 - ② 利用者負担額 金額変更
- 令和 6年9月28日一部改訂（施設の名称及び所在地等）第4条（5）管理者名の変更

令和6年10月1日一部改訂（利用料・その他の費用）第9条（4）

① 1) 滞在費 従来型個室（2階認知症専門棟）
金額変更

②利用者負担額 金額変更

令和7年7月1日一部改訂（施設の名称及び所在地等）第4条（5）管理者名
の変更

（事業の内容）第8条第2項 介護老人保健施設短期入所療養介護費（I－ii）（従来型個室）および（I－iv）（多床室）へ変更

令和7年8月1日一部改訂（その他運営に関する重要事項）第20条第2項（1）
協力医療機関の追加